

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C工場において、二硫化炭素ガスにばく露される業務に長期間従事したことにより慢性二硫化炭素中毒症を発症し、昭和〇年〇月〇日に監督署長から労災認定を受け、所定の保険給付を受給するとともに、昭和〇年〇月〇日からは傷病補償年金（第3級）を受給していた。
- 2 被災者は、上記疾病を発症以来、Dクリニック等で療養を受けていたところ、平成〇年〇月〇日、自宅で入浴中、浴槽に浸かったままでいるところを発見され、E病院に救急搬送されたが、同病院で死亡が確認された。死亡診断書によると、「直接死因：内因性心臓死、死因の種類：病死及び自然死」とされている。
- 3 本件は、請求人が遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件各処分」という。）をしたことから、請求人が本件各処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

（略）

- 2 原処分序

(略)

第4 爭 点

被災者の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、審査請求の理由及び再審査請求の理由として、被災者は長年にわたって慢性二硫化炭素中毒症の労災患者として治療を受けてきたものであり、同疾病が原因で死亡したのであるから、当該死亡は業務上の事由によるものであると述べている。

(2) 請求人は、被災者の死亡当日の様子について、普段と変わった様子はなかつた旨述べているところ、被災者の死亡原因に係る医学的意見についてみると、おおむね、以下のとおりである。

ア F医師は、平成〇年〇月〇日付け死亡診断書において、「直接死因は内因性心臓死である。」とした上で、同年〇月〇日付け意見書において、「慢性二硫化炭素中毒症の死亡に対する影響については判断できない。」としている。G医師も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「被災者の死因は特定できず、内因性心臓死が妥当と考える。」と述べるとともに、同年〇月〇日付け意見書においては、「被災者の急死は、高齢者にみられる入浴中急死であり、二硫化炭素中毒症との直接的な因果関係は認められないと考える。」との意見を述べている。

イ 一方、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「慢性二硫化炭素中毒症の影響として、動脈硬化性疾患、自律神経障害などが知られており、内因性心臓死の原因となり得ると考える。」とし、また、平成〇年〇月〇日付け意見書においては、「内因性心臓死の原因是、虚血性心疾患の可能性が高く、その一つの誘因として、慢性二硫化炭素中毒症の蓋然性は高いとするのが相当である。」として、慢性二硫化炭素中毒症が内因性心臓死の原因となる可能性について、肯定的な所見を示している。もっとも、同医師は、同

年〇月〇日付け意見書においては、「慢性二硫化炭素中毒症の影響として、内因性心臓死の原因となり得ると述べたにすぎない。」とも述べており、同医師は、慢性二酸化炭素中毒症が内因性心臓死の原因になった可能性があることを示唆しているにとどまるものとみることが相当である。

(3) 以上のように、被災者の直接的な死亡原因については、いずれの医師も内因性心臓死であるとし、その上で、G医師は、内因性心臓死と慢性二硫化炭素中毒症との関係について、直接的な因果関係はない」とし、H医師も、上記のとおり、その可能性に言及するにとどまるものであることからみて、被災者の死亡原因と業務上の疾病である慢性二硫化炭素中毒症との間に医学的な相当因果関係があると認めることは難しく、当審査会としては、被災者の死亡が業務上の事由によるものと判断することはできない。

3 結論

以上のとおりであるから、本件各処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。